

平成29年度 甲種防火管理再講習実施要綱

相馬地方広域消防本部

消防法施行規則(昭和36年4月自治省令第6号)第2条の3第1項の規定による講習を、次のとおり実施いたします。

1 講習の日時及び場所

- ① 日 時 平成29年12月7日(木) 9時20分から(受付8:40~9:10)
- ② 場 所 相馬消防本部3階・第1研修室
南相馬市原町区高見町1-272
- ③ 受講対象 公民館・遊技場・飲食店・店舗・ホテル・病院などの不特定多数の出入りする防火対象物(特定防火対象物)のうち_収容人員300人以上で甲種防火対象物の防火管理者(甲種防火管理講習を修了した者)が対象です。

2 講習内容

9:20~9:30	オリエンテーション
9:30~9:40	消防長あいさつ
9:50~10:40	消防法令の改正概要
10:50~11:40	火災事例に基づく防火管理対策
11:50~12:00	修了証交付式

3 受講手続

- ① 受講申込書・・・相馬地方広域消防本部予防課又は管内消防署・分署にて交付いたします。
受講申込書に記入いただいた個人情報は、修了証及び修了者のデータベース等の作成に利用するもので、目的外には使用いたしません。
- ② 受付期間・・・平成29年11月1日~11月20日まで(郵送の場合は当日消印有効)
- ③ 申込書の提出先・・・相馬地方広域消防本部予防課又は管内消防署・分署
(受講票に切手が貼ってあるか確認してください。)

4 修了証の添付

「再講習」の申込にあたっては、防火管理講習修了者であるか確認いたしますので、**最新の防火管理講習修了証の写しを添付してください。**

なお、修了証を紛失した場合は、再交付を受けてから申し込み下さい。

5 講習用テキスト代等4,000円(振込み手数料は個人負担となります)

この講習には専用のテキストを使用します。講習用テキストは相馬地方防火安全協会で斡旋しますので、受講申込と一緒に配布した郵便払込票を使用し、郵便局の窓口又はATMから払込んだ後、「郵便払込票兼受領証」又は、その写しを申込書の裏面の貼り付け欄に全面を糊付けし貼付して下さい。

6 講習についての問合せ先

相馬地方広域消防本部予防課(TEL) 22-4165 又は最寄りの消防署・分署へお問い合わせ下さい。